

【面接指導を希望される方へ】 高ストレス者に対する医師による面接指導のご案内

地域産業保健センター

地域産業保健センターは、厚生労働省所管の独立行政法人 労働者健康安全機構が運営する公的な相談窓口です。労働者数 50 人未満の小規模事業場を対象に、医師や保健師による健康相談、長時間労働者・高ストレス者への面接指導、健診結果の意見聴取などの産業保健サービスを無料で提供しています。

ストレスチェック結果に基づく「医師による面接指導」は、労働安全衛生法に基づき、高ストレスと判定され医師が必要と認めた労働者に対し、本人の申し出に基づいて実施されるものです。その運用には、労働者のプライバシー保護や不利益取扱いの禁止など、遵守すべき厳格なルールが定められています。

ご自身の健康状態を確認し、必要に応じて働き方を見直すために、この機会に面接指導を受けられることをお勧めいたします。安心してご利用いただくため、また制度・支援の誤解によるトラブルを防ぐため、以下のルールや注意事項を必ずご確認ください。

1. 面接指導を受けるメリット

◎こころの不調を未然に防ぐ

医師があなたのストレス状況を客観的に確認し、体調を崩さないための具体的なセルフケアなどをアドバイスします。

◎働き方の見直し（環境改善）につながる

医師が必要と判断した場合、会社に対して「残業を減らす」「業務内容を軽くする」といった働き方の変更（就業上の措置）等を提言します。

◎会社があなたの健康に配慮する責任が明確になる

あなたが面接指導を申し出ること、会社は「安全配慮義務」に基づき、適切な就業環境を整えるための具体的な措置を講じる責任が生じます。

2. 面接指導を安心して受けていただくための「3つの安心ルール」

会社に知られたくない、不利益を被りたくないという不安を解消するための法律上のルールです。

◎プライバシー保護の厳守

面接で話された詳細な内容については、法令に基づき、本人の同意なく会社には開示されることはありません。

◎情報の限定的な共有

会社に伝えるのは、医師が判断した「就業上の措置の必要性（通常勤務が可能か、配慮が必要かなど）」に関する意見のみとなります。

面接中の発言内容そのものは伝えません。

◎不利益な取り扱いの禁止

面接指導を申し出たこと、受けたことを理由に、解雇、退職の勧奨、不当な配置転換や降格等の不利益な取り扱いを行うことは法令で固く禁じられています。

3. 面接指導で「できること」と「できないこと」

◎医療行為（治療や薬の処方）は行いません

面接指導は「治療」や「お薬の処方」を行う場ではありません。

心身の症状に対する治療が必要な場合は、適切な医療機関（心療内科や精神科など）をご自身で受診いただくよう、専門医への受診勧奨を行う役割を担います。

◎会社に対して改善や是正を指示する権限はありません

面接指導を担当する医師は、ハラスメント行為の有無を判定したり、会社に対して改善や是正を指示したりする権限はありません。職場の環境や人間関係でお悩みの場合、お話を伺った上で、皆様の健康を守るために必要な範囲で「職場環境に関する意見や懸念」を会社（人事・産業保健スタッフ）に伝達する役割を担います。

会社への伝達は、原則としてご本人の意向を確認した範囲に限定されますが、自傷他害の恐れなど生命の危機など緊急性が高く、安全確保が最優先されると産業医が判断した場合は、必要な情報を会社へ共有することがあります。

◎就業上の措置は会社が決定します

面接指導の結果、就業上の措置が必要な場合は、「残業の制限」や「業務量の調整」が必要であるという意見を会社に提出します。ただし、実際の異動や配置転換といった最終的な人事決定は、医師の意見を参考にしつつ、会社が業務上の都合等を総合的に勘案して行います。

すべてのご希望がそのまま通るわけではないことをあらかじめご了承ください。

4. 申し込みの方法と面接指導までの流れ

地域産業保健センターで高ストレス者面接指導を受けるには、会社から管轄の地域産業保健センターに申し込みをしていただきます。

会社から申し込みを受けた後、地域産業保健センターのコーディネーターから会社の担当者に連絡をして、面接指導の日時や場所の調整をします。

面接指導を実施する前に関係書類の事前準備と提供をお願いすることがあります。

面接指導当日は、次の項「5. 当日の持ち物」の資料をご自身でご持参ください。

5. 当日の持ち物（会社に預けずにご自身で持参いただく資料）

円滑な面接のために必要な資料です。あなたの機微なプライバシー情報にあたるため、会社が回収したり、中身を確認することはありません。

必ずあなた自身が管理し、当日直接医師に手渡してください。

- ストレスチェックの結果（個人の詳細結果・プロフィール）

- 労働者の疲労蓄積度自己診断チェックリスト（2023年改訂版）

以下の2つについては任意となりますが、提出をお願いすることがあります。

- 参考資料（5）心身の健康状況、生活状況の把握のためのチェックリスト

- 参考資料（6）抑うつ症状に関する質問

※ 様式や記入例は、岡山産業保健総合支援センターのホームページの「地域産業保健センター」ページ（<https://okayamas.johas.go.jp/chisanpo/#add>）からダウンロードできます。

ご不明な点等がございましたら岡山産業保健総合支援センター（電話 086-212-1222）にお問い合わせください。ホームページからもお問合せいただけます。